

別冊史料 一歴史総合重要史料 64 点

第1部 近代化と私たち

1	権利の章典	2
2	ロック著『統治二論(市民政府二論)』	2
3	ルソー著『社会契約論』	2
4	ジェファソン「アメリカ独立宣言」起草文	2
5	フランス人権宣言	2
6	ナポレオン法典	3
7	フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」	3
8	産業革命時の児童の工場労働	3
9	『共産党宣言』	3
10	「人民憲章」——チャーティストの要求	4
11	ビスマルク「鉄血演説」	4
12	モンロー宣言(教書)	4
13	奴隷制(1)ストウ著『アンクル=トムの小屋』	4
14	奴隷制(2)奴隷解放宣言	5
15	アヘン戦争開戦の是非(1)グラッドストンの演説	5
16	アヘン戦争開戦の是非(2)パーマストンの演説	5
17	南京条約	5
18	天保の薪水給与令	5
19	日米修好通商条約	5
20	久米邦武編『米欧回覧実記』	6
21	民撰議院設立建白書	6
22	植木枝盛著『東洋大日本国国憲按』	6
23	大日本帝国憲法	6
24	福沢諭吉著『学問のすゝめ』	7
25	変法運動(1)康有為による賛成の意見	7
26	変法運動(2)葉徳輝による反対の意見	7
27	内村鑑三の非戦論	7
28	ポーツマス条約	7
29	横山源之助著『日本之下層社会』	8
30	韓国併合条約	8
31	三民主義——『民報』発刊の言葉	8
32	孫文「大アジア主義」	8
33	帝国主義——セシル=ローズの言葉	8

第2部 国際秩序の変化や大衆化と私たち

34	レーニン「四月テーゼ」	9
35	ヴェルサイユ条約	9
36	ヴァイマル憲法	9
37	「十四か条」の平和原則	10
38	三・一独立運動	10
39	移民法(1924年)	10
40	普通選挙法	10
41	『青踏』発刊に際して	10
42	ヒトラー著『わが闘争』	11
43	リットン報告書	11
44	八・一宣言	11
45	ヒトラーの演説	11
46	スターリンの演説	11
47	大西洋憲章	12
48	大東亜共栄圏(南方占領地行政実施要領)	12
49	「鉄のカーテン」演説	12
50	トルーマン=ドクトリン	12
51	日本国憲法	12
52	平和条約(1)講和と再軍備をめぐる世論	13
53	平和条約(2)サンフランシスコ平和条約	13
54	日米安全保障条約	13

第3部 グローバル化と私たち

55	日ソ共同宣言	14
56	新安保条約	14
57	もはや戦後ではない	14
58	平和五原則	14
59	平和十原則(バンドン精神)	14
60	スターリン批判	15
61	アメリカのベトナム反戦運動	15
62	キング牧師の演説	15
63	ドイツの統一	15
64	アパルトヘイト廃止	16

年 組 番
年 組 番
年 組 番

第1部 近代化と私たち

1 権利の章典

⇒p.65

〔1〕国王は、王権により、国会の承認なしに法律〔の効力〕を停止し、または法律の執行を停止し得る権限があると称しているが、そのようなことは違法である。

〔2〕〔国王は〕王権により、法律を無視し、または法律の執行をしない権限があると称し、最近このような権限を借取^①し行使したが、そのようなことは違法である。……

〔4〕大権に名を借り、国会の承認なしに、〔国会が〕みとめ、もしくはみとむべき期間よりも長い期間、または〔国会が〕みとめ、またはみとむべき態様^②と異なった態様で、王の使用に供するために金銭を徴収することは、違法である。

〔5〕国王に請願することは臣民の権利であり、このような請願をしたことを理由とする収監または訴追^③は、違法である。

〔6〕平時において、国会の承認なくして国内で常備軍を徴集してこれを維持することは、法に反する。

〔高木八尺はか編「人権宣言集」岩波書店〕

用語解説 ①力づくで奪うこと ②ありさま、様子 ③監獄に入れることや起訴すること

基礎 名誉革命直後の1689年にイギリス議会在が提出し、イギリス国王ウィリアム3世・メアリ2世が即位するにあたって承認した権利の宣言を、同年末に議会在が法律として制定したもので、内容的には権利の宣言を継承している。国王といえども法律に従うべきこと、課税には議会的承認を必要とすること、また人身の自由などの人民の権利についても詳細に規定し、王権に対する議会的優越を決定づけ、イギリス立憲政治の基礎となった。

2 ロック著『統治二論(市民政府二論)』

⇒p.65

222 人々が社会に入る理由は、彼らの固有権^①を保全することにある。そして、彼らが立法部を選出し、彼らに権威を与える目的は、その社会の全成員の固有権に対する監視役あるいは防壁として、社会の各部分、各成員の権力を制限し、その統治権を適度に抑えるための法を作り、規則を定めることにある。……立法者が、人民の固有権を奪い、また破壊しようとするとき、……立法者は常に人民との戦争状態に置かれることになり、……人民は、彼らの根本的な自由を回復する権利をもち、……新たな立法部を設立することによって、彼らが社会のうちに身を置く目的である自分自身の安全と保護とに備える権利をもつからである。

〔加藤節訳「完訳統治二論 ジョン・ロック著」岩波書店〕

用語解説 ①人間の自由・平等・所有権といった、すべての人間が生まれながらにもっている自然権のこと

基礎 17世紀のイギリスの思想家であるロックが、名誉革命後の1690年に刊行した著作。国王の権力の起源を神に求める王権神授説を批判し、人民主権の立場をとった。そして固有の権利を保障するために人民が契約をして国家が成立したとする社会契約説を唱え、暴政に対する人民の抵抗権・革命権があることを主張した。結果的に名誉革命を正当化することになり、また18世紀のアメリカ独立革命やフランス革命にも大きな影響を与えた。

3 ルソー著『社会契約論』

⇒p.65

人間は自由なものであるとして生まれている。しかも、いたるところで鉄鎖^①につながれている。他の人々の主人であると自分を考えている者も、やはりその人々以上に奴隷なのである。……

〔各構成員の身体と財産とを、共同の力のすべてをもって防禦^②

し、保護する結社形式^③を見いだすこと、ただし、この結社形式は、それによって各人がすべての人と結合しながら、しかも自分自身にしか服従せず、従前と同じように自由であるようなものでなければならない。]これこそ社会契約によって解決される基本問題である。……

だから、もし社会契約からその本質的でないものを取り除くと、それは次のことばに要約されることがわらう。「われわれのおのおの、その身体とその力のすべてを共同にして、一般意志の最高指揮の下にゆだねる。さらに、われわれは、政治体を形成するものとして、各構成員を全体の不可分な部分として受け入れる。」……

〔平岡昇ほか訳「社会契約論」角川書店〕

用語解説 ①人々の自由が制限されていることの例え ②防衛に同じ ③国家のあり方

基礎 18世紀のフランスの思想家であるルソーが1762年に出版した著作。ロックと同じく社会契約説を主張し、人民に主権や抵抗権・革命権があると説いて、特にフランス革命に大きな影響を与えた。ロックが間接民主政を理想としたのに対し、ルソーは主権を他者に譲渡したり分割したりすることはできないとして直接民主政を主張した。また日本でも明治時代の思想家である中江兆民がこれを翻訳し、『民約訳解』として刊行した。

4 ジェファソン「アメリカ独立宣言」起草文

⇒p.67

国王(ジョージ3世)は、人間性そのものに反する残忍な戦いを行い、いまだかつて彼に逆らったことのない僻遠^①の地の人びと(アフリカ黒人)の、生命と自由という最も神聖な権利を侵犯し、かれらをつらえては西半球^②の奴隷制度の中に連れ込んでしまおうか、あるいは運搬の途上に悲惨な死にいたらしめた。異端^③な力によって行われてきた恥づべきこの海賊的な行為は、キリスト教徒たる大英帝国の国王によってなされてきた戦いである。人間が売り買いされなければならないような市場を、あくまでも開放しておこうと決意して、この憂うべき取引の禁止ないしは制限を企図したあらゆる法律の成立を妨げるために、彼は拒否権を行使してきたのである。

〔本田創造著「アメリカ黒人の歴史 新版」岩波書店〕

用語解説 ①非常に遠いこと ②アメリカ大陸のこと ③正統(正しい考え方)から外れていること

基礎 アメリカ独立宣言は、アメリカ独立戦争中の1776年7月4日に第2回大陸会議で採択された文書である。ロックの思想的影響を強く受け、人間の自由・平等といった自然権や天赋人権論、社会契約説に基づく抵抗権(革命権)を唱え、13植民地の独立を宣言した。ところで独立宣言の草案には起草者の一人ジェファソンにより、この史料のように黒人奴隷貿易を厳しく批判する条項が盛り込まれていたが、南部のプランター(農園主)の主張に配慮し、大陸会議で削除された。

5 フランス人権宣言

⇒p.50、68

〔前文〕国民議会として構成されたフランス人民の代表者たちは、人の権利に対する無知、忘却または軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、人の譲りわたすことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示することを決意した。……

第1条 人は、自由、かつ、権利において平等なものであるとして生まれ、存在する。社会的差別は、共同の利益にもとづくものでなければ、設けられない。

第2条 あらゆる政治的結合の目的は、人の、時効によって消滅することのない自然的な諸権利の保全にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全および圧制への抵抗である。

第3条 あらゆる主権の淵源^①は、本来的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発しない権威を行使することはできない。……

第6条 法律は、一般意思^②の表明である。すべての市民は、みづから、またはその代表者によって、その形成に参与する権利をもつ。……

第11条 思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。……

第16条 権利の保障が確保されず、権力の分立が定められてないすべての社会は、憲法をもたない。

第17条 所有は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償の条件のもとでなければ、それを奪われない。

(辻村みよ子監訳『オランプ・ドゥ・グージュ』信山社)

用語解説 ①源 ②ルソーの思想に登場する概念で、個人の利益やその総和である多数決ではなく、常に公共の利益を目指そうとする意思

基礎 1789年8月26日、フランス革命中の国民議会で採択された文書。前文と17条から構成され、フランス革命の理念を示しており、ロック・ルソーの思想やアメリカ独立宣言の影響もみられる。具体的には、人間の自由・平等、所有(財産権)の不可侵、社会契約説、抵抗権、国民主権、一般意思、精神の自由、権力分立など多様な内容が含まれている。またフランス初の憲法である1791年憲法の前文においても、これらの原則が確認された。

6 ナポレオン法典

②p.70

I. ナポレオン法典の精神

われわれの目的は、道徳を法律に結合し、人がなんといおうと、かくも好ましい家族の精神を国家の精神にまで普及せしめることにあつた。……家族という小さい祖国を通して人は大きな祖国に連なる。良き国民を形作るものは、良き父、良き夫、良き息子である。……

II. 家族の尊重

[A] 夫がこの(家族)統率の主である。……夫がその配偶者^①の財産も素行もすべて管理し、すべて監督する。……

213. 夫は妻を保護し、妻は夫に服従する義務を負う。……

1421. 夫は単独で夫婦共有財産を管理する。……

[B] ……

371. 子は年齢のいかなを問わずその父母に対し尊敬の義務を負う。……

III. 所有権の絶対……

544. 所有権は法律または命令によって禁ぜられる使用をなさぬかぎり、物を最も絶対的に使用収益^②しかつ処分しうる権利である。……

IV. 契約の自由

一般に人間は自分に利害関係のあるすべてに関して自由に取引ができるはずである。……契約の自由はただ正義や善良の風俗や公益によつてのみ制限される。

V. 自己責任

1382. 人のいかなる行為によるを問わず、他人に対して損害を惹起^③したものは、それがそのものの過失によつて生じたのであれば、これを賠償する責を負う。(下中彌三郎編『西洋史料集成』平凡社)

用語解説 ①夫妻の一方を指す語。この場合は妻を指す ②使うことで利益を得ること ③引き起こす

基礎 1804年3月にナポレオンが制定した、全文が2281条から成るフランス民法典。個人主義・自由主義の原理に基づき、所有権の絶対、契約の自由、過失の自己責任などを明記し、フランス革命の

成果を定着させるとともに、日本を含む世界各国の民法に大きな影響を与えた。また国民国家の統合のため家族の統合も重視されたが、夫が家族を統率し、妻や子は夫や父親に従う義務があるとされ、女性や子どもは社会的弱者であり保護の対象とされた。

7 フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」

②p.70

……ドイツ国民層にぞくしているひとびとの大多数を、……本来の民族的な意味で教育する^①ことこそが、必要なのである。……

このような教育の力をもってすれば、われわれのはじめにたてておいた目標、つまり、われわれのこの講演の本来の動機となっている目的は、まちがいなく達せられるであろう。ほんとうの祖国愛を身につけるのも、地上の生命を永遠の生命として理解させてくれるのも、かく、地上の生命を永遠の生命として知るための唯一のよりどころは祖国であると教えてくれるのも、すべて、かの、[われわれの新しい教育の力によってもりあげられる]精神である。かく教えられた祖国があつてこそ、おのずと、祖国を防衛するために勇敢にたたかおうという人間も、法をまもり平和な正しい国民となろうという人間も、生まれてくるのである。……

(真下信一訳『世界大思想全集 哲学・文芸思想篇 第11巻』河出書房)

用語解説 ①フィヒテは別の項で、ドイツ人の祖国愛を広く国民層に植え付けるような教育のみがドイツの独立を救うことができると述べている

基礎 ドイツ観念論の哲学者で後にベルリン大学初代総長も務めたフィヒテは、1807~08年にナポレオン占領下のベルリンで「ドイツ国民に告ぐ」という連続講演を行った。当時のヨーロッパではナポレオンの大陸支配に対して各地でナショナリズムの動きが高まりつつあり、フランスに対するドイツ文化の優秀性を説いたフィヒテの講演も、プロイセンを中心とするドイツの人々に「ドイツ人」としての民族意識を高めることにつながった。

8 産業革命時の児童の工場労働

②p.75

証言者 サミュエル・クールソン^①

5047 好況時にあなたの娘たちは朝の何時に工場に行きましたか。——娘たちは朝の3時には工場に行き、仕事を終えるのは夜の10時から10時半近くでした。

5049 19時間の労働の間に休息あるいは休養のためにどれだけの休憩時間が与えられたのですか。——朝食に15分、昼食に30分、飲料を取るのに15分です。……

5073 あなたの子どもたちの中で誰か鞭打ちを受けたものはいますか。——はい、どの子どももです。長女についてですが、……彼女は「監視人が私を革ひもで打ちました。しかし、監視人の所には行かないでください。もし行けば、私たちは仕事を失ってしまうでしょう」と言いました。……

(歴史学研究会編『世界史料6』岩波書店)

用語解説 ①イギリス中部の織物工業都市リーズ近郊に住む仕立屋であり、近くの梳毛加工工場に働きに出ていた3人の娘がいた

基礎 産業革命によって機械制工場が各地に建てられると、成人男性だけでなく子どもや女性の労働者が多く雇用されるようになり、低賃金かつ過酷な労働環境で長時間働くことを強いられた。イギリスで1833年に制定された工場法は、児童の労働時間の制限や工場監督官の設置など初めて実効性を俵った工場法とされたが、その制定にあたって議会委員会が実態調査を行い、この史料にあるような証言が立法において重要な参考資料とされた。

9 『共産党宣言』

②p.75

ヨーロッパではひとつの亡霊がうろついている。それは共産主義の亡霊である。……

これまですべての社会の歴史は階級闘争の歴史である。

つねに相互に対立しあっていたのは、自由人と奴隷、貴族と平民、領主と農奴、ギルドの親父と遍歴職人(Gesell)、抑圧者と被抑圧者であり、……ブルジョワ^①階級の時代である、わが時代は、……すなわちブルジョワ階級とプロレタリア^②階級へとますます分解しているのである。……

あらゆる地域のプロレタリアよ、団結せよ！

(的場昭弘訳・著「新訳 共産党宣言」作品社)

用語解説 ①資本家のこと。生産手段(土地・機械など)を所有する ②労働者のこと。労働力をもつが生産手段はもたず、資本家の下で労働して賃金を得る

基礎 1848年2月、マルクスとエンゲルスがロンドンにて共同で発表

情報 した文書。人間社会の歴史は中世の領主対農奴、近代の資本家対労働者のような階級闘争の歴史であると主張し、資本主義社会はプロレタリア(労働者)階級が革命を起こすことによって、ブルジョワ(資本家)階級の支配を倒すことが歴史の必然であると説いた。そのために世界各地の労働者の団結を呼びかけ、後にマルクス主義ともよばれる共産主義思想を確立することにつながった。

10 「人民憲章」—チャーティストの要求

- 健全なる精神をもち、現在受刑中でない21歳[以上]のすべての男子に対する投票権。
- 無記名投票—選挙権を行使する選挙人を保護するために。
- 議員に対する財産資格^①制限の廃止—こうして選挙民に彼らの選んだ者を、彼が豊かであろうと貧しかろうと、議会に送ることができるようにすること。
- 議員歳費^②の支給—……国家のために彼の職業からはなれて議会に出席しても、選挙民に奉仕することができるようにすること。
- 平等な選挙区—……同数の選挙人に対して同量の代表を確保すること。
- 毎年議会—かくして贈賄^③と威嚇に対するもっとも効果的な阻止手段を提供すること。……

(浜林正夫訳「原典イギリス経済史」御茶の水書房)

用語解説 ①一定以上の財産の保有が選挙権を得る条件になること ②議員に国家が支給する一年間の手当 ③賄賂を贈ること

基礎 イギリスで第1回選挙法改正(1832年)で選挙権を得られなかつ

情報 た商工業者や労働者を中心に、男性普通選挙、無記名投票、議員の財産資格の廃止など6か条の要求がまとめられた(1837年起草、38年発表)。これを人民憲章(ピープルズ=チャーター)といい、これらの実現を目指した民衆運動をチャーティスト運動という。1850年前後に運動は衰退したが、毎年議会(議員の選挙を毎年すること)以外の5項目については20世紀前半にほぼ実現した。

11 ビスマルク「鉄血演説」

……われわれには、われわれの貧弱な身体には大きすぎる軍備を担おうとする熱血がありますし、とくにそうすることを好んでおります。われわれはたしかにそれを利用しさえすればよいのです。ドイツが目指しているのはプロイセンの自由主義ではなくて、プロイセンの力であります。……ウィーン[会議]の諸条約によるプロイセンの国境は、健全な国家の営みのためには好都合なものではありません。現下の大きな問題が決せられるのは、演説や多数決によってではなく—これこそが1848年と1849年^①の重大な誤りだったのですが—、まさに鉄と血^②によってなのであります。……もし予算が成立しないとしますならば、すべては白紙状態であります。……

(歴史学研究会編「世界史料6」岩波書店)

用語解説 ①ベルリン三月革命に始まる、ドイツの一連の自由主義運動 ②軍備と兵士、つまり軍事力

基礎 ビスマルクはユンカー(ドイツの地主貴族階級)出身の政治家で、**情報** 1862年9月プロイセン国王ヴィルヘルム1世によって首相に任命された。当時、予算審議では軍事予算の増額を主張する政府とこれに反対する議会下院が対立していた。首相に任命されたばかりのビスマルクは、下院の予算委員会で史料のように演説を行い、ドイツ統一のために軍備拡張が必要であると主張した。このことから、演説に「鉄血演説」、またビスマルク自身にも「鉄血宰相」という異名が生まれた。

12 モンロー宣言(教書)

……われわれはヨーロッパ列強間の諸戦争^①には、それがヨーロッパ諸国自身に関する事柄ならば、決して介入しなかつたし、またこれに参加することはわれわれの政策とも一致しない。……われわれは率直公明を尊び、また合衆国とこれら諸国との間に存在する友好関係を信頼するがゆえに、ヨーロッパ諸国が彼らの政治組織を本半球^②のいずれかの部分に拡張しようとするいかなる企図をも、われわれの平和と安全にとつて危険なものと思ふべきを宣言する。……これら(その独立政府)の運命を左右せんとする目的をもつてするいかなるヨーロッパ諸国の干渉も、われわれは合衆国に対する非友好的^③態度の表明としかみることができない。……

(下中彌三郎編「西洋史料集成」平凡社)

用語解説 ①ナポレオン戦争 ②西半球つまりアメリカ大陸側 ③友好的でないこと

基礎 モンローはアメリカ合衆国第5代大統領(任1817~25)。彼が

情報 1823年12月に発した年次教書(大統領が連邦議会に送付する方針)のなかで、特に外交方針について述べた部分を、後に「モンロー宣言(教書)」とよんだ。ヨーロッパ諸国のアメリカ大陸に対する干渉や再植民地化の動きを批判し、また合衆国もヨーロッパに対する不干渉を主張した。この結果、ラテンアメリカ諸国の独立運動を間接的に支援することになり、また、孤立主義(モンロー主義)とよばれる合衆国の外交政策の基本方針が確立した。

13 奴隷制(1)ストウ著「アングル=トムの小屋」

……「奴はほとんど死にかけてますよ、旦那様」とサンボ^①は言った。……

「奴が音をあげるまで、精を出せ! もっとやれ! もっとやれ!」とレグリー^②は叫んだ。……

トム^③が目を開け、主人を見上げた。……「おらは心からあなたを許しますだ!」そう言うと、トムは完全に気を失った。……

ジョージ^④がその小屋へ入ったとき、彼は頭がくらくなり、心がむかついてきた。

「こんなことがありうるのか、こんなことがありうるのか?」彼はトムのそばにひざまずいて言った。「アングル・トム、かわいそうな、僕のなつかしい友!」……

「ああ、ジョージ坊ちゃん、あなたは遅すぎました。主^⑤がおらをお買いになり、天の故郷^⑥へ連れ帰ってくださいませます。おらもそこへ行ってです。天国はケンタッキー^⑦よりいいところです」……そして、微笑みを浮かべながら深い眠りについた。……

(小林憲二訳「新訳 アングルトムの小屋」明石書店)

用語解説 ①黒人と先住民の混血 ②トムを暴行で死なせたトムの主人 ③小説の主人公である黒人奴隷 ④トムの以前の主人であった白人の息子で、トムとは仲がよかった ⑤キリスト教の神 ⑥天国 ⑦アメリカ南東部の州

基礎 人道的な立場などから奴隷制廃止の気運が国際的に高まり、19

情報 世紀半ばにはイギリスやフランスでも奴隷制が廃止された。しかしアメリカでは、綿花プランテーションの労働力として黒人奴隷が必要な南部のプランター(農園主)らが奴隷制の存続を強く主張し、奴隷制の拡大に反対する北部と厳しく対立するようになった。アメ

カの女性作家ストウは1852年に発刊された『アンクル=トムの小屋』で、黒人奴隷トムの悲惨な生涯を描き、奴隷制の害悪を強く訴えた。

14 奴隷制(2) 奴隷解放宣言

⇒p.83

……したがって、私、アメリカ合衆国大統領エイブラハム・リンカーンはここに、……以下の州と一部地域^①が、それぞれ反乱の状態にあると規定する。……

私に与えられた前述の権限と果たすべき目的に基づき、私は上記の州と一部地域において奴隷とされている者すべてに対して、これ以後は自由であると宣言し、アメリカ合衆国政府は、陸海軍当局も含めて、彼らの自由を承認し維持することを命じる。……

こうした行為は正義に基づくものだと信じており、軍事的必要性を鑑みて合衆国憲法によっても正当性を保証されていると思うが、私はここに、これらの行為に対して、人類の思慮深い判断と、全能なる神の慈悲深い恩顧を祈るものである。

〈歴史学研究会編『世界史史料7』岩波書店〉

用語解説 ①北部と戦っている南部の諸地域

基礎 南北戦争中の1863年1月、リンカン大統領は奴隷解放宣言を発し、反乱の状態にある南部諸州の奴隷が自由であることを宣言した。北部が奴隷解放という戦争目的を明らかにしたことで対外的に北部への支持を集め、戦後の奴隷制廃止(1865年)につながった。一方、アメリカ中西部イリノイ州(リンカン大統領の出身地)の議会で、奴隷の反乱を誘発するものとして奴隷解放宣言に反対する決議が行われるなど、必ずしも北部のすべてが人道的な見地から奴隷解放を求めていたわけではなかった。

15 アヘン戦争開戦の是非(1) グラッドストンの演説

⇒p.88

その起源^①においてこれほど正義に反し、この国を恒久的な不名誉の下に置き続けることになる戦争をわたくしは知らないし、これまで聞いたこともないと、明言できる。……そもそもイギリス国旗がイギリス人の精神をいつも高めることになるのはどうしてであろうか。それはイギリス国旗が常に正義の大義、圧制への反対、国民の諸権利の尊重、名誉ある通商の事業に結びついていたからこそであった。ところが今やその国旗は高貴な閣下の庇護^②の下で、悪名高い密貿易を保護するために掲げられているのである。……

……わたくしは、女王陛下^③の政府が本動議に関して本院にこの正義に反した、邪悪な戦争を教唆するよう説得することなど決してないと確信する。……

〈歴史学研究会編『世界史史料6』岩波書店〉

用語解説 ①アヘンという麻薬が開戦の理由であること ②弱い立場の者をかばって守ること ③ヴィクトリア女王(在位1837~1901)

基礎 中国(清朝)の政治家であった林則徐が廣州でアヘンの没収・廃棄などの強硬策をとると、イギリス議会では清朝との開戦の是非をめぐる議論が巻き起こった。当時トーリー党(後の保守党)の若き政治家だったグラッドストンは「正義に反する戦争」として開戦に反対したが、ホイッグ党(後の自由党)のパーマストン外相はイギリス商人の利益を守るためとして開戦を擁護した。イギリス議会では最終的に開戦が決議され、1840年6月にアヘン戦争が始まった。

16 アヘン戦争開戦の是非(2) パーマストンの演説

⇒p.88

……こうした人々^①の利益こそが危機に瀕しており、こうした人々こそがこの問題にもっとも利害関心を持っているのである。こうした人々はわたくしの考えでは、概してイギリス政府に敵対的な人々である。にもかかわらずこの人々が、自発的に、政府の諸目的が遂行されなければ、中国におけるイギリスの通商は終焉を迎えるだろうと主張しているのである。……

武力の示威が、さらなる流血を引き起こすことなしに、われわれ

の通商関係を再興するという願わしい結果をもたらすかもしれないと、すでに表明されている。このことにわたくしも心から同意するものである。

〈歴史学研究会編『世界史史料6』岩波書店〉

用語解説 ①ロンドンの中国貿易に従事する商人たち

基礎 史料⑤を参照

17 南京条約

⇒p.88

第2条 清国皇帝陛下^①ハ英国臣民カ……^{カントン}広東^②、^{アモイ}廈門、^{フクシヤウ}福州、^{ニンポ}寧波^③及ヒ^{シヤンハイ}上海ノ市町ニ於テ商業ニ従事スル為^④ト追害又ハ拘束ヲ蒙ルコトナク居住スルヲ得シムヘキトヲ約ス……

第3条 ……清国皇帝陛下ハ英国女皇陛下^⑤ニ^{ホンゴン}香港島ヲ讓与シ^⑥英国女皇陛下及ヒ其ノ後継者ハ永久ニ之ヲ占有スルヘキ英國女皇陛下ノ適當ト認ムル法律規制ヲ以テ之ヲ統治スヘシ……

第5条 清国政府ハ広東ニ於テ通商ニ従事セル英国商人ヲシテ專ラ当該目的ノ為ニ清国政府ヨリ免許ヲ得タル「行」商人(公行^④)トノミ取引スルコトヲ強制シタリシカ清国皇帝ハ英国商人ノ居住スヘキ一切ノ港ニ於テ将来右ノ慣行ヲ廢シ任意ニ何人トモ通商取引ニ従事スルヲ許スヘキトヲ約ス (半澤玉城著『支那關係条約集』外交時報社)

用語解説 ①道光帝(在位1820~50) ②廣州のこと ③ヴィクトリア女王(在位1837~1901) ④清朝の特許商人組合

基礎 南京条約は、1842年にイギリスと清朝の間で結ばれたアヘン戦争の講和条約である。清朝がイギリスに、廣州・廈門・福州・寧波・上海の5港の開港と開港地への領事駐在の承認、香港島の割譲、賠償金の支払い、公行の廃止、イギリス側の戦費の支払いなどを認めた。しかしアヘン貿易については取り決めがなされなかった。また、南京条約そのものは清朝とイギリスが対等な関係で結んだ条約だったが、その後の不平等条約の足がかりとされた。

18 天保の薪水給与令(『徳川禁令考』)

⇒p.90

異国船渡来之節^①二念無く打ち払い申す可き旨文政八年^②仰せ出され候^③。然る処当時万事御改正にて、享保・寛政之御政事ニ復せられ、何事によらず御仁政を施さば度との有難き思し召しに候。右に付ては、外国之ものにて、難風に逢い漂流に而、食物薪水を乞い候迄に渡来候を、其の事情相分から不るに、一図に打ち払い候而は、万国に対せられ候御所置とも不被思し召され候。依つて之文化三年異国船渡来之節取り計らい方之儀^④に付き、仰せ出され候趣に相復し候様仰せ出され候間、異国船と見受け候はば、得と様子相糺し^⑤、食料薪水等之しく、帰帆^⑥成り難き趣候はば、望み之品相応に与へ、帰帆致す可き旨申し諭し、尤も上陸は致さ為間敷候。……

〈家永三郎監修『日本史資料』東京法令出版〉

用語解説 ①1825年の異国船打払令のこと ②1806年の薪水給与令 ③念を入れて事情を調べる ④帰国

基礎 天保の改革において、1842年に出された幕府の対外政策。情報 1825年の異国船打払令を否定し、1806年の文化の薪水給与令(無恤令)の方針に戻し、異国船の穏便な帰帆、漂着船への薪水・食料支給を命じた。清国がアヘン戦争でイギリスに負けて南京条約を結び、香港を割譲し、貿易の拡大を認めさせられた情勢を、幕府首脳部は鋭敏に感じとった。また、海外情勢の認識が進み開国論を唱えるものがあらわれたことも背景にあり、法令の発出に至った。

19 日米修好通商条約

⇒p.92

第3条 下田箱館の港の外次にいふ所の場所を左の期限より開くへし 神奈川 ……西洋紀元1859年7月4日